

フランスの大学教授職

— 身分・地位、職務、資格、養成等を巡って —

大場 淳

フランスの大学は、全て法人格を有する国立の機関である。大学の教職員は公務員であり、その地位・身分等の在り方は国の法令に準拠して定められている。大学教員（大学教授職）については、大学の自律性を尊重しつつも国の関与を維持するといった「中央統制（*pratiques centralisées*）並びに大学教授職（*profession académique*）と中央政府の密接な共同管理様式（*formes de cogestion étroites*）」に基づく制度が採られている。この制度は、ナポレオンによる全国教授団（*corporation universitaire nationale*）の創設と機関としての大学一革命期に消滅し1968年に復活した一の脆弱性の直接の遺産であり、大学教授職と機関との間の微妙な均衡の上に成立しているものである（Musselin, 2005 ; Renault, 1995）。近年は、2007年の大学の自由と責任に関する法律（*Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU*）（＝大学自由・責任法）に見るように機関としての大学の自律性が拡大し、大学評議会（*CNU*）（後述）に代表される大学教授職の権限が縮小する一方で、教員人事等についての大学（執行部）の裁量の範囲が広がる傾向にある。

本稿は、フランスの大学教授職に関する制度を概説するとともに、その資格を巡る諸問題について報告するものである¹。

1. フランスの大学教員

（1）地位・身分

フランスの大学は、政令に基づいて設置され、国民教育省²の所管に置かれる学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（*établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPSCP*）である。公施設法人とは、特定の公役務を行うために一定の自律性を与えられて設立された公法上の法人³であり、法人化後の日本の国立大学とは異なって、その常勤の教職員は国家公務員である。公務員の地位を有する常勤の教員には、高等教育機関の教員と位置付けられる教員＝研究員（*enseignant-chercheur*）と中等教育教員（*enseignant du second degré*）が含まれる（教育法典 L. 952-1 条第1項前半）。そのうち教員＝研究員は、（大学）教授（*professeur des universités*）⁴又は准教授（*maître de conférences*）⁵のいずれかの職団（*corps*）に所

¹ 大学教授職の制度全般及びその改革動向について大場（2010b）でまとめており、本稿の一部はその記述に依拠した。また、最近の同国の大学改革全般については大場（2010a ; 2011）参照。

² フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、高等教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上高等教育行政所管省を「国民教育省」、担当大臣を「国民教育大臣」と記す。なお、初等中等教育行政と高等教育行政が分けられて二つの省が設けられることがあるが、その場合でも同様に扱っている。

³ 日本にかつて多く存在した特殊法人に類似する制度である（特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会, 1998）。EPSCPの詳細については石村（1991）及び大場・夏目（2010）参照。

⁴ 仏語の“*professeur*”は初等中等学校の教員も含んでおり、大学の教授であることを示すために“*des universités*”が付加される。直訳は「大学教授」であるが、本稿では単に「教授」と記す。

⁵ 日本の教員制度改正以前の筆者の論考では訳語として「助教授」を用いていたが、当該制度改正に合わせて訳語を「准教授」に変更した。なお、フランスの現行制度では「准（助）教授」と「講師」の区別はなく、原語の直訳に近い「講師」が訳語に充てられる場合もある。

属する（政令第 84-431 号第 4 条第 1 項）。かつてはこれらに加えて専任助手（assistant titulaire）の格付けがあったが、1985 年に同教員団が廃止されて（政令第 85-1083 号）、それ以降専任助手は新規に採用されていない。専任助手の多くは准教授に昇任、大学外の組織に転出、あるいは退職し、2008-2009 年度時点では 85 人が残るのみである。退任した専任助手のポストの多くは、非常勤の教員や教育研究補助員（ATER）（下記）に置き換わってきている。

公務員である教員以外に、連携教員（enseignant associé）、客員教員（enseignant invité）、非常勤講師（chargé d'enseignement）が教育法典で（L. 952-1 条第 1 項後半）、また、教育研究補助員（attaché temporaire d'enseignement et de recherche: ATER）が政令第 88-654 号でそれぞれ規定されている。教育法典で規定された非常勤教員は主に産業界や他大学（国内外）等から専門家を招致して教育・研究に従事させるものであるが、ATER は主に博士号取得後に教員＝研究員採用を目指す者が就く職であって、その職務内容は教員＝研究員に準じたものとなっている。更に、特別研究員（allocataire de recherche）⁶から選抜されて教員の指導の下で教育に従事する教育支援研究員（moniteur）も、大学の教育活動に従事している（後述）。なお、大学病院の医療専門職員の一部も教員としての地位を有している。また、国立科学研究センター（CNRS）等の研究振興機関によって雇用されて大学に配置される研究員（chercheur）も、研究及び一部の教育（主として博士課程）に従事する。

教員＝研究員、その他の教員、研究員の職務遂行の自律性は法令で保障されている。教育法典 L. 952-2 条は、これらの者が教育研究を遂行するに当たって、大学の伝統と教育法典に定められる規則に則って適用される寛容と客観性の原則の範囲内において、最大限の自立（pleine indépendance）と完全な表現の自由を享有すると定めている。また、教員＝研究員は、その意に反して異動されることはない（政令第 84-431 号第 2 条）。

（2）職務

教員＝研究員は、①初期教育、継続教育、個別指導、進路指導、助言、評価を含む教育、②研究、③知識の普及及び経済・社会・文化領域における連携、④国際協力、⑤機関の管理運営の五つの職務に従事する（教育法典 L. 952-3 条第 1 項）。これらに加えて教授は、教育課程の策定、学生の指導、教育チーム（équipe de formation）⁷の連絡調整において主たる責任を負うこととされている（同第 3 項）。教員＝研究員の職務の詳細は、高等教育の教員＝研究員の地位に関する政令第 84-431 号で規定されている。同政令は、2007 年の大学自由・責任法（LRU）に基づく政令第 2009-460 号によって大幅に改正され、それに伴って学生の就職・進路決定（insertion professionnelle）が新たに職務として明記された（別紙新旧対照表参照（仏語））。政令第 84-431 号第 3 条に盛り込まれた教員＝研究員の職務は以下の通りである。

- 研究による知識の形成と教育（初期教育と継続教育、必要に応じて情報通信技術を用いて行う）によるその伝達。学生の指導（direction）、助言（conseil）、個別指導（tutorat）、進路指導（orientation）、並びにそれらを通じた就職・進路決定への貢献。職業界と連携した教育の実施。（第 1 項）
- 教員養成及び生涯教育への貢献。（第 2 項）

⁶ 研究奨励金（allocation de recherche）を受けながら補助的な教育研究活動や準備活動に従事する博士課程の学生。研究奨励金は、博士課程学生に与えられる公的助成金（競争的資金）で最も大規模なものであり、概ね日本の学術振興会特別研究員制度に相当する。現在は博士契約制度に移行している。

⁷ 各教育課程を担当する教職員のチーム。学生が加わることもある。

- 基礎的・応用的・教育的・技術的研究の発展、それにかかる専門助言活動（expertise）及び連絡調整、並びにその成果の活用。研究振興機関や関連する社会・経済部門と連携した科学技術開発への参画。大学研究、産業研究、製造部門間の協力への貢献。（第3項）
- 試験の審査員。（第4項）
- 科学技術の文化・情報の普及を通じた科学と社会の対話への貢献。（第5項）
- 学術・文化界における知識の伝達と研究のための研究による教育への貢献。国際的な研究の進展への貢献。（第6項）
- 機関の自治活動への協力並びに評議会等への参加。（第7項）

政令第84-431号は、教員＝研究員の職務時間（教育に従事する総時間）について、年間で128時間の講義又は192時間の演習（travaux dirigés）又は288時間の実習（travaux pratiques）あるいはこの三者の組合せで相当する時間に従事することと規定していた（第7条第3項）。しかしながらあまりに硬直的な当該規定は、実際には厳密には運用されず、教育に従事する時間はある程度柔軟に決定されてきた（Communiqué de QSF du 11 avril 2009）⁸。この勤務時間に関する規定は前述政令第2009-460号で廃止され、個々の教員について各機関で定めることとされた（後述）。他方、中等教育教員は、演習又は実習に年間384時間従事する（政令第93-461号第2条第1項）。但し、講義に従事する場合は、講義1時間あたり1.5時間の換算で当該384時間に算入する（同第2項）。

（3）大学評議会（CNU）⁹

大学評議会（Conseil national des Universités: CNU）は、大学教授職の管理を行うために設置された国民教育大臣の諮問機関である。その起源は1945年に設置された大学諮問委員会（Comité consultatif des universités）で（オルドナンス第45-2631号）、その後幾度かの名称変更を経て現在の大学評議会（CNU）となっている（政令第87-31条、政令第92-70条）。

大学評議会（CNU）は、大臣の諮問を受けて、全大学の教員＝研究員の資格審査を行うとともに、採用や昇進についての答申を行う。CNUには下部組織として研究領域毎に分科会（section）が置かれ、これらの分科会は研究領域群毎の部門（groupe de sections）のいずれかに分属する（政令第92-70条第2条）。部門・分科会の構成は表1の通りである。

表1 大学評議会（CNU）の部門（groupe）及び分科会（section）の構成

	部門	分科会
社会科学	1	section 01 - Droit privé et sciences criminelles section 02 - Droit public section 03 - Histoire du droit et des institutions section 04 - Science politique
	2	section 05 - Sciences économiques section 06 - Sciences de gestion

⁸ このことは国民教育省の報告書（Schwartz et al, 2008）も負担軽減が行われてきたことを認めている。

⁹ 本項の記述は、特に記した以外は、以下のCNU常設委員会のWebサイトに基づいた。
<http://www.cpcnu.fr/sectionsCnu.htm>

人文科学	3a	section 07 - Sciences du langage : linguistique et phonétique générales section 08 - Langues et littératures anciennes section 09 - Langue et littérature françaises section 10 - Littératures comparées
	3b	section 11 - Langues et littératures anglaises et anglo-saxonnes section 12 - Langues et littératures germaniques et scandinaves section 13 - Langues et littératures slaves section 14 - Langues et littératures romanes : espagnol, italien, portugais, autres langues romanes section 15 - Langues et littératures arabes, chinoises, japonaises, hébraïque, d'autres domaines linguistiques
	4a	section 16 - Psychologie, psychologie clinique, psychologie sociale section 17 - Philosophie section 18 - Architecture (ses théories et ses pratiques), arts appliqués, arts plastiques, arts du spectacle, épistémologie des enseignements artistiques, esthétique, musicologie, musique, sciences de l'art section 19 - Sociologie, démographie
	4b	section 20 - Ethnologie, préhistoire, anthropologie biologique section 21 - Histoire, civilisations, archéologie et art des mondes anciens et médiévaux section 22 - Histoire et civilisations : histoire des mondes modernes, histoire du monde contemporain ; de l'art ; de la musique section 23 - Géographie physique, humaine, économique et régionale section 24 - Aménagement de l'espace, urbanisme
自然科学	5a	section 25 - Mathématiques section 26 - Mathématiques appliquées et applications des mathématiques
	5b	section 27 - Informatique
	6	section 28 - Milieux denses et matériaux section 29 - Constituants élémentaires section 30 - Milieux dilués et optique
	7	section 31 - Chimie théorique, physique, analytique section 32 - Chimie organique, minérale, industrielle section 33 - Chimie des matériaux
	8	section 34 - Astronomie, astrophysique section 35 - Structure et évolution de la terre et des autres planètes section 36 - Terre solide : géodynamique des enveloppes supérieure, paléobiosphère section 37 - Météorologie, océanographie physique de l'environnement
	9	section 60 - Mécanique, génie mécanique, génie civil section 61 - Génie informatique, automatique et traitement du signal section 62 - Énergétique, génie des procédés section 63 - Génie électrique, électronique, photonique et systèmes
	10	section 64 - Biochimie et biologie moléculaire section 65 - Biologie cellulaire section 66 - Physiologie section 67 - Biologie des populations et écologie section 68 - Biologie des organismes section 69 - Neurosciences
薬学	11	section 85 - Personnels enseignants-chercheurs de pharmacie en sciences physico-chimiques et ingénierie appliquée à la santé section 86 - Personnels enseignants-chercheurs de pharmacie en sciences du médicament et des autres produits de santé section 87 - Personnels enseignants-chercheurs de pharmacie en sciences biologiques, fondamentales et cliniques
人文科学	14a	section 70 - Sciences de l'éducation section 71 - Sciences de l'information et de la communication section 72 - Épistémologie, histoire des sciences et des techniques section 73 - Cultures et langues régionales

14b	section 74 - Sciences et techniques des activités physiques et sportives
20	section 76 - Théologie catholique section 77 - Théologie protestante

各分科会は同数の教授及び准教授から構成され、そのうち 2/3 は立候補者の中から選挙で選出され、残る 1/3 は国民教育省によって任命される（同第 3 条）。委員の任期は 4 年で、1 回に限って再任が可能である（同第 9 条）。各分科会は、委員の互選によって委員長（教授から 1 名）、副委員長（教授及び准教授から各 1 名）、補佐役（分科会の規模によって 1 又は 3 名、1 名の時は准教授で 3 名の時は教授 1 名及び准教授 2 名）を選出し、これらの者は各分科会の執行部（bureau）を構成する（同第 12 条）。全分科会の執行部は常設委員会（commission permanente: CP-CNU）を構成し、CP-CNU は分科会間の協力や整合性確保に努めるとされる（同第 12-1 条）。

CNU は、大学教員の採用・昇進についての資格審査を行う。2010-2011 年の准教授・教授への資格審査では、21,409 件（複数の分科会に応募する者があるため人数では 12,675）の応募があり、10,718 件（8,031 人）が合格して資格を得た（DGRH, 2011）。合格者数は教員の募集数とは無関係であり、資格審査自体は教員の雇用政策と直接には連動していない（Aghion & Cohen, 2004）。

こうした全国規模の資格審査は、全般的な質の維持や大学における情実人事の排除等の観点から関係者に幅広く受け入れられている。しかし他方において、学問領域間の調整ができない、既存の領域に有利で新しい領域が発達しにくい、大学における人事に関する個別の事情を反映しにくい、外国で教育を受けた者の雇用が困難である、あるいは大学の自律性を阻害するといった様々な課題が指摘されてきたのも事実である（Aghion & Cohen, 2004 ; CPU, 2003 ; Schwartz et al, 2008）。これら諸課題の多くは、CNU に代表される大学教授職と大学長会議（CPU）に代表される機関との間の緊張関係が顕在化したものと受け止められるが、後述するように 2007 年の大学自由・責任法（LRU）制定—LRU は特に人事に関する裁量拡大を目指したものである（Schwartz et al., 2008）—を受けた 2009 年の教員＝研究員についての制度改革（政令第 2009-460 号の制定）の対象とされている。

2. 大学教員の養成・採用・昇進

本項では、主として教員＝研究員の養成から准教授への採用、教授への昇進について記述し、その他の教員については最後に若干言及する程度に止める¹⁰。

（1）養成

大学教員（教員＝研究員）として採用されるには、原則として、関係する分野の博士号を取得していなければならない。大学において博士課程を提供するのは博士学院（école doctorale）¹¹

¹⁰ 本項において、法令及び出典を明記した以外の記述については、以下の国民教育省の Web サイトに基づいて行った（平成 23 年 5 月 18 日参照）。

<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid20005/concours-emploi-et-carrieres.html>

¹¹ 学内の複数の UFR 等や学外の機関の協力によって大学等に開設された博士課程を提供するためのプログラム。開設には国民教育省による適格認定（accréditation）が必要である。他の訳語として、「博士教育センター」や「博士課程研究科」などがある。詳細は大場（2009）、夏目（2007）参照。

であるが、大学教員になるための特別な教育訓練（教授法等）の実施にかかる国の枠組は設定されておらず、博士学院は基本的には当該教育訓練を履修者に提供していない（IGAENR, 2009）。

他方において国は、学外の共用施設として全国 14 箇所に高等教育教員入門教育センター（Centre d'initiation à l'enseignement supérieur: CIES）を設け、特別研究員から選抜される教育支援研究員（moniteur）（前述）を対象として、大学教育の実践に必要とされる研修を実施してきた¹²。教育支援研究員は大学で指導教員の下で教授法の指導を受けながら、CIES において大学教員に必要とされる知識・技能を修得するための訓練を受ける。

特別研究員及び教育支援研究員にかかる制度は、政令第 2009-464 号によって、2009-2010 年度募集分より博士契約（contrat doctoral）制度に置き換えられ、それに合わせて CIES は国直営の施設から大学間共用施設（service interuniversitaire）へと転換されることとなった（DGESIP, 2009）。CIES は、現在、当該年度以前に採用された教育支援研究員の指導に当たる一方で、博士契約を締結した契約博士学生（doctorant contractuel）を対象として募集・採用された者への指導を大学から委託される形で実施している。

（2）資格の取得

博士号取得後、大学教員を目指す者は、大学評議会（CNU）が行う准教授になるための資格審査に申請し合格しなければならない（教育法典 L. 952-6 条；政令第 84-431 条第 24 条）。CNU への申請は各分科会（section）に付され、各分科会は教育法典 L. 952-3 条で規定された教員＝研究員の職務（前述）に照らしつつ、候補者の諸活動実績を検討して資格審査を行う（政令第 84-431 条第 24 条第 1 項）。資格審査は執行部に指名された 2 名の審査員（rapporteur）が担当し、必要に応じて外部の専門家の意見（文書）も求めつつ、審査結果について報告書をまとめて分科会に提出する。それに基づいて分科会は、合格者の一覧をアルファベット順に作成し、また掲載されなかった者には文書で不合格の理由を通知する（同第 2～4 項）。資格審査に 2 年連続して不合格になった者は、分科会が分属する部門（関係全分科会執行部で構成）に対して不服申し立てをすることが可能である（同第 5 項）。

審査は通常年 1 回であり、秋に申請を受け付けて、申請者は年末までに審査員に必要書類を送付する。2010-2011 年の審査では、17,988 件の申請（複数の分科会に申請する者があるので申請者は 10,460 人）があり（但し、うち 3,213 件は審査資料未提出等で審査されず）、そのうち 8,796 件（6,472 人）が登録された。合格率は申請件数で 49%、審査件数で 60%、人数で 62%であった（DGRH, 2011）。資格審査の対象は前述の通り教員＝研究員の活動全般に関わる事項であるが、実際の審査の判断は研究業績に基づいており、教育活動実績や教授能力は殆ど考慮されない（Dejean, 2002）。

この資格を得ることによって、准教授職に応募することが可能となる。資格の有効期間は登録年の最終日から起算して 4 年であり（政令第 84-431 条第 24 条第 7 項）、その間に准教授として採用されなければ再度資格審査を受けなければならない。他方、准教授職への就職活動を行いつつ、非常勤職である教育研究補助員（ATER）に就いて（雇用期間最長 4 年）、教育研究に従事することが可能である。なお、ATER 職には、博士号が 1 年以内に取得できる見込みの者も応募することができる。

¹² CIES については大場（2007）及び夏目（2006）参照。

(3) 准教授の採用

准教授職の設置は国民教育省によって行われ、その新設や現職者の転職・退職を受けて、同省の定める手順に従って各大学は公募を行う¹³（政令第 84-431 条第 25 条）。公募対象は大学評議会（CNU）の資格審査に合格した者に限定されていたが、2009 年の制度改正によって、例外として国外の高等教育機関で同等の地位にある者についても公募対象に含めることが可能となった（同第 22 条第 2 項）。

公募を受けて、応募者の審査を担当するのは選考委員会（comité de sélection）である。選考委員会は、従来当該審査を担当していた専門家委員会（commission de spécialistes）¹⁴に代わって設けられた学内組織である（LRU 第 25 条）。選考委員会は、管理運営評議会（conseil d'administration）¹⁵（教員＝研究員及び研究員のみ）の決定に基づいて設置され、半数以上の外部者を含む教員＝研究員で構成される（専門家委員会は内部者のみで構成）。その任命は、学長の推薦に基づいて管理運営評議会（教員＝研究員のみ）が行う（専門家委員会では約 2/3 の委員は選挙で選ばれ、残りは管理運営評議会（教員＝研究員の委員のみ）の推薦に基づいて学長が任命）。但し、半数以上は、学術評議会の意見を聴取した上で関係する学問領域から選ばなければならない。この制度改正は、従前の専門家委員会が学内者のみによって構成されていて、学内からの候補者が不当に優遇されて流動性の阻害要因になっているといった批判に応えたものである。

学内における審査の基準は多様ではあるが、第一義的には研究成果に基づくと言われる（Dejean, 2002 ; Paivandi, 2010）。しかしながら、必ずしも研究業績のみが絶対視される訳ではなく、その他の諸々の活動実績を踏まえつつ審査が行われ、一般的に内部から採用される傾向が強い（准教授から教授への昇進についても同様、後述）。近年は、教育研究支援や社会的活動の実績、対人関係や人物像といった研究業績以外の事項についても幅広く考慮に入れる傾向にあり、採用の在り方が多様化している（Musselin, 2005）。

(4) 教授への昇進

教授職は、原則として大学が実施する公募によって採用される（政令第 84-431 条第 42 条第 1 項及び第 49 条）。但し、法学、政治学、経済学、経営学については、上級教員資格（アグレガシオン（agrégation））の全国試験を通じて採用されることも可能である（同第 2 項及び第 48 条）。

准教授として採用された後、公募に応じて教授に昇進又は教授として他大学に異動するためには、大学評議会（CNU）の資格審査に合格した上で、教授職への公募に応じなければならない（同第 43 条第 1 項）。教授の資格審査を受けるには、原則として、研究指導資格（habilitation à diriger des recherches: HDR）¹⁶を取得することが必要とされるが、それ以外に准教授や連携教員、研究機関の研究員等の経験・地位に基づいて申請することも可能である（同第 44 条）。また例

¹³ 2009 年の政令改正までは、国民教育省が公募を行っていた。

¹⁴ 専門家委員会は、大学評議会（CNU）の分科会に対応して設置される学問領域別の学内組織であり、学内において教員・研究員採用・昇進にかかる実質的な決定を行ってきた（Commission des finances, de l'économie générale et du plan, 2006 Musselin & Mignot-Gérard, 2001）。2008 年に政令第 2008-333 号によって廃止された。

¹⁵ 学内の最高議決機関。教職員、学生、学外者（研究機関関係者、地域代表等）から構成され、学内構成員は選挙で選ばれる。諮問機関である学術評議会及び教務・学生生活評議会とともに三評議会を構成する。

¹⁶ 博士号取得後の研究成果に基づいて授与される国家免状。かつての国家博士（doctorat d'État）。

外的に外国の大学で教授職相当にある者については、CNUの資格審査は免除される（同第43条第2項）。

公募による教授への昇進等は、准教授期間の研究及びその他の活動成果等に基づいて審査される。その手続は、准教授採用の手続とほぼ同様である。但し、昇進者の半数はCNUの評価順位に基づいて、残りの半分は大学（学術評議会）の決定に基づいて、それぞれ選考しなければならない（Beaud, 2009）。2009年の政令改正案は、当初、教員昇進の決定を大幅に大学に委ねることとし、教員の昇進にかかる選考は各大学の学術評議会の決定に全面的に基づくものとした。しかしこの提案は、昇進が大学執行部の恣意や情実に基づいたものになるといった強い批判を受け、最終的には省令によって従前通りCNUの評価に基づく昇進と各大学の決定に基づく昇進が同数に設定された（Beaud, 2009）。

他方、上級教員資格（アグレガシオン）を得るには、主として博士号又は研究指導資格（HDR）保持者を対象とする第一試験又は主として准教授を対象とする第二試験に合格しなければならない。試験の方式・内容は、第一・第二及び学問領域間で若干の相違はあるが、基本的には研究に関する業績や活動に基づく（Musselin, 2005）。本制度を実施する学問領域においては、上級教員資格を有することが教授になるための大原則であり、博士号はもとより研究指導資格（HDR）も上級教員資格を得るまでの段階に過ぎない。他方、機関による公募は存在しても僅かであって、採用されるとしても当該資格保持者よりもかなり遅い年齢となる（Godechot & Louvet, 2008）。上級教員資格試験に合格した者は、自己の学問領域の教授職に空きが出た場合、試験の成績結果の順に当該職に着任することができる。したがって、採用にあたって大学には選択権がない。

（5）その他の教員の採用

大学には、主として中等教育教員の上級資格（agrégation及びcertification）を持つ者（アグレジェ教員／セルテヒフィエ教員）¹⁷を対象として公募・採用される中等教育教員がいる。この主の教員の採用数は、各年800～900人程度である。

これらの教員は、採用後に博士号を取得すれば、選考手続を経て教員＝研究員の身分を獲得することが可能である。中等教育教員の中には、教員資格取得後、中等教育機関に勤務せずに大学の博士課程に登録し、非常勤教員を経て採用される者もある（Chevaillier, 2001）。一部の学問領域（歴史等）では、博士課程登録後に教育研究補助員（ATER）に採用され、博士号取得後に准教授採用を目指すことが常態化している（CNE, 2005；Musselin, 2001）。

3. 大学教員の能力開発¹⁸

フランスの大学では、教授法等に関する教員の能力開発は組織的には殆ど取り込まれず（Dejean, 2002）、また、それに関する研究や実践報告も非常に少ない（De Ketele, 2010）。若干ではあるが、大学内における個々の取組、大学間連携の取組等が1980年代から見られる程度である（大場, 2007）。1989年から設置された前述高等教育教員入門教育センター（CIES）は、教

¹⁷ 上級資格を持つ教員についてはフランス教育学会編（2009）参照。

¹⁸ 大学職員の能力開発については以前に大場（2007）にて比較的詳細にまとめた。その状況は今日まで大きく変わっていないので、本稿ではその概観の記述に止める。

授法開発における初めての全国規模の取組であるが、対象となる者の数は限られており、その活動の範囲は限定的なものに止まっている (Paivandi, 2010)。フランスにおいて教授法等の能力開発が低調であることは、大学教員の採用・昇進において研究が重視され、その経歴において教育は「罰 (pénalisation)」として受け止められてきた (IGAENR, 2006) と表されるように、教員＝研究員によって教育自体が軽視されてきたことを大きく反映している。そして、こうした事情は今日においても殆ど変化していない (IGAENR, 2010 ; Paivandi, 2010)。

しかしながら、他方において、高等教育が大衆化して多様な学生が進学するようになり、また、経済の知識基盤化を推進する欧州連合のリスボン戦略を受けて大学に対して学習成果の保証が問われるようになったこと等を背景として、大学における学習の改善を図る必要性が拡大してきている (IGAENR, 2006 ; Paul, 2006)。それにもかかわらず、フランスの大学では、“pédagogie” (学習・教授法) が議論される際の対象は主として個別指導 (tutorat) 等の学習支援が中心であり、教授法や教員の教授能力が議題に上がることは非常に少なかった。このことは、フランスにおいて学生に関する調査や研究が比較的活発に行われているのに対して、教員に関する研究が殆ど存在しない (Coulon et al, 2004) ことと軌を一にしている。もっとも国民教育省においては、次項に述べるように重ねて教員制度の改革について検討してきたが、本格的に改革が取り組まれたのは大学自由・責任法 (LRU) 以降のことである。それにもかかわらず教授法についてはその後の議論で殆ど取り上げられず、例えば LRU を受けて教員制度改革を検討した国民教育省宛調査報告書である Schwartz (2008) は、各大学に教授法教育センター (service de formation à la pédagogie) を設置することを提言するに止まっている。

4. 大学教授職に関する議論の動向

(1) 改革に向けた議論の展開

大学教員に関する制度については、その職務内容や採用、評価など多岐に渡って、これまでに様々な課題が指摘されてきた。例えば、教員の採用に関して、学問領域毎に教員の選考過程を詳細に分析した Musselin (2005) は学内候補者の選考に際しては学術的業績・能力以外の要素が多分に考慮されることを指摘し、Lazar (2001) は学術的要素以外の事項が不当にかつ恣意的に判断材料として用いられることの不当性を糾弾した。他方、全国の採用状況を調査した Godechot & Louvet (2008) は、学内候補は学外候補と比較して平均で 18 倍高い確率で採用されており、しかもその傾向は近年強まっていることを報告した。Godechot & Louvet はこうした慣行を「地域主義 (localisme)」と称して、長期的には機関の教育研究水準の低下につながる可能性に言及しつつ、流動性を高めるべきことを指摘した。この「地域主義」の問題は多くの大学関係者が指摘しており、大学自律性拡大の検討の中で、教員の昇進審査にかかる CNU と大学 (執行部) の権限配分をどのように決定するかは、今日に至るまで重要な論点の一つとなっている (Beaud, 2009)。

国民教育省においても、大学教員にかかる制度は長い間議論の対象とされてきた。1994 年に同省に提出された報告書 (クネ報告) は、大学評議会 (CNU) による教員資格審査を廃止して、大学の採用にかかる権限の大幅拡大を提言した (Bénichou, imprécise)。その理由として、資格を得る者は教員募集数を大幅に上回っており教員採用の実態に合わないこと、CNU の資格審査は個々の教員職の特性を反映しないこと、資格は大学勤務者 (主として ATER) に優先して与え

られて大学外（研究機関や産業界）の者や博士号取得間もない者が不利に置かれていること、大学教員としての基礎的資格は博士号や研究指導資格で十分であることなどを挙げている。

2001年の大学教員の職務に関する報告書（エスペレ報告（Espéret et al, 2001））は、大学教員の職責を法令で詳細に一律に決めることは硬直的過ぎ、明確な規定がない教育・研究外の業務の軽視の一因になっているなどとして、勤務時間—特に教育に従事する時間—を個々の教員毎に柔軟に定めることを認めるよう求めた。そしてエスペレ報告は、各大学が教員毎に個別契約（*contrat individuel*）を締結して、現場の必要に応じて職責を定めることを提言した。また、職業教育に不可欠とされる実習が低く位置付けられていることを批判しつつ、演習と実習にかかる必要勤務時間（講義相当）の区分を後者を前者に合わせる形で撤廃することを提言した。

教員＝研究員の地位を定めた政令第 84-431 号の改正にかかる 2003 年のベロック報告（Belloc, 2003）は、大学教員の職務を国の法令で詳細に定めるのは世界でフランスがほぼ唯一の国であるとしつつ、現在の政令の規定は教員＝研究員に求められる職務の多様性に対応しておらず、その結果教育・研究以外の職務が十分に評価されていないと指摘した。ベロック報告は、教員＝研究員の業務を①教育（教室内・遠隔あるいは初期・継続の区分をしない）、②研究（博士論文執筆指導を含む）、③管理運営業務（*activités d'animation et de responsabilité collective*）（教育チームの統括、学生受入れ担当、研究活用、国際的な教育課程にかかる交渉等）の三つに区分し、③については業務の一覧を作成した上で、各種業務毎に従事時間を算出するための換算表を整備することを提言した。また、ベロック報告は、教員の多くが研究について殆ど評価を受ける機会がないとしつつ、全ての教員の研究業績について厳格な評価を実施し、教員＝研究員を、優（*niveau supérieur*）～現在のフランス大学研究院（*Institut universitaire de France: IUF*）¹⁹水準相当、良（*niveau intensif*）～博士課程・研究指導奨励金（*prime d'encadrement doctoral et de recherche: PEDR*）²⁰受給水準相当、可（*niveau standard*）～必要とされる最低の水準、以上の3段階に格付けすることを提言した。

高等教育改革全般について取り扱った 2007 年のシャバル等による報告書（Chabbal et al, 2007）は、教員募集についての学長の権限拡大を提言している。シャバル等は、選考委員会の委員の任命、推薦順位の変更、選考された者の拒絶にかかる権限を学長に付与することを提案した。国民教育省の一連の報告書は、主として大学長会議（*Conférence des Présidents d'Université: CPU*）に代表される大学執行部の意向を反映して、一貫して大学の権限拡大を求めてきている。これに対して、大学評議会（*CNU*）及び専門家委員会の構成員を始めとする教員の多くが反対してきたところである。

このように大学教員について議論が展開される中、関連する制度は重ねて改革が図られており、漸次ではあるものの、大学の自律性拡大に伴って教員を含む人事に関する大学の権限拡大が図られてきた（*Chevallier, 2001*）。しかしながら、教員制度の基本的枠組は長きにわたって維持され、根本的な改革が図られたのは現政権であるサルコジ大統領／フィヨン内閣の下のことであった。

¹⁹ 大学における高度研究の支援及び優れた若手研究者育成を目的として 1991 年に設置された教育省の機関。5 年間の任期で選考された大学教員で構成され、当該教員は所属大学で教育研究に従事するが、その間研究費が支給されるとともに教育に関する負担が軽減される。

²⁰ 教員＝研究員を対象として、申請に基づき *CNU* の審査を経て、特定の研究指導業務等に対応して支給される手当である（期間 4 年）。2009 年、学術的卓越奨励金（*prime d'excellence scientifique: PES*）に置き換えられた。

(2) サルコジ=フィヨン政権下の改革 (2007 年以降)

2007 年の大統領選挙に勝利したニコラ・サルコジは、選挙の際の公約に大学改革を挙げていた。同大統領の下で同年 5 月に発足したフィヨン内閣は、長年の政府懸案であった大学自由・責任法 (LRU) を、発足早々の 8 月に成立させた²¹。LRU は 2009 年から適用され、2011 年までに 73 大学 (全体の 9 割) が新制度に移行した²²。LRU がもたらした改革は、例えば学長の権限拡大、管理運営評議会の権限拡大と委員数削減による意思決定の迅速化など、主として大学の管理・運営にかかるものである。それに加えて同法は、大学教員制度についても重要な改革を盛り込んでいた。

大学自由・責任法 (LRU) を受けて国民教育省は、大学教員やその他の専門家で構成される委員会 (Commission de réflexion sur l'avenir des personnels de l'enseignement supérieur) を設けて、教員=研究員にかかる政令第 84-431 号の全面改正の検討を始めた。同委員会は、2008 年 6 月、国民教育大臣に報告書 (Schwartz et al, 2008) を提出し、それに基づいて国民教育省は改正案を同年秋に公表した。政令第 84-431 号の要点は、一つには教員の採用・昇進における大学と大学評議会 (CNU) の権限配分及び学内選考の在り方の見直しであり、もう一つには、教員の職責を大学が設定できるようにすること、そしてそれに伴う継続的な教員評価の導入であった。

こうした機関の権限を拡大することを主内容とする政令第 84-431 号に対して、大学界の各方面から批判が相次いだ。教員組合はもちろん、「大学を救おう (Sauvons la recherche!)」²³や「フランスの学術的質 (Qualité de la Science française; QSF)」²⁴等の既存の団体による抗議に加えて、「大学を護るための集団 (Collectif pour la défense de l'Université)」の結成と反対声明の採択²⁵、ル・モンド紙上での反対請願の募集²⁶など様々な全国的運動が新たに起こった。また、改革案の一部については、基本的には国民教育省の方針を支持してきた大学長会議 (CPU) も反対意見を表明した (後述)。その結果、各地の大学で抗議集会が開催されるとともに講義停止やストライキなどの行動も相次ぎ、それらの動きに改革を教育軽視と受け止めた学生団体も同調した結果、多くのキャンパスが閉鎖され、政令反対運動は全国的規模で広範に展開されることとなった。

こうした反対運動の展開を前にして、政府は教員組合等との交渉を進めつつ政令第 84-431 号を数回わたって見直し、漸く 2009 年 4 月 23 日、政令第 84-431 号を改正する政令第 2009-460 号によって本件は解決を見た。既に教員採用・昇進についての改革は記述しているので、以下、大学自由・責任法及び政令第 2009-460 号から教員の職責及び教員評価について概要を記す。

(a) 教員の職責

教員の職責 (obligations de service) については、従前政令で細かく定められていたものが (教員=研究員の場合、講義 128 時間相当)、法令に準拠して管理運営評議会が定めることに改められた (LRU 第 19 条の教育法典 L. 954-1 条関連)。大学自由・責任法の関連規定を具体化した政令第 2009-460 号に対して大学長会議 (CPU) は、2009 年 1 月 5 日、大統領宛の公開書簡²⁷において教員

²¹ その制定の経緯や内容については大場 (2010) 参照。

²² この間の大学の統合により総大学数は 85 から 83 に減少した。

²³ 政府による研究推進制度改革に反対する研究者によって 2003 年に始められた運動とその後に結成された団体 (association)。その活動は研究政策や 2006 年の研究計画法に一部反映され、今日まで引き続いて行われている。岡山 (2008) 及び西山 (2005) 参照。

²⁴ 1982 年に設立された高等教育・研究の質・創造性の維持・向上を目的とする研究者の団体。

²⁵ <http://www.guglielmi.fr/spip.php?breve275> (平成 22 年 1 月 11 日)

²⁶ « Université: pas de normalisation par le bas » Le Monde du 6 janvier 2009.

²⁷ Lettre ouverte au Président de la République « Chronique d'une crise annoncée dans les universités ». この書簡

の職責設定問題を取り上げ、教員の職務内容の変化（特に遠隔教育の発達に伴う変化）に対応した職責の柔軟化は不可欠としつつも、政令改正案の基本的構想—研究水準が低いとされる者に教育を多く負担させる—が不安を煽っているとして、当該改革案に否定的な考えを示した。CPUは、かかる構想は教育活動を「制裁」として教員に課すものであって、大学の最も重要な活動である教育を軽視しており、また、学問領域間や教育課程間の相違を無視して一律の基準で研究水準を評価して教員の教育負担を増減し、更に研究で低く評価された者から研究時間を奪うことによってその水準を上げる可能性を失わせるものであると批判した。そして、それぞれの教員が置かれた多様性に配慮しつつ、大学と教員の間での個別の契約によって職責の柔軟化を図るようにすることを政府に求めた。他方、職員組合等はCPUの見解に同調しつつも、それに加えて職責の変更が大学執行部の恣意に基づいて行われることに強い懸念を示した。その結果、職責の割合を変更するには本人の同意が必要とされることが決められた。

(b) 教員評価

国民教育省は、教員は昇進等の機会を除いて評価を受けることがないとしつつ、これまで反発の強かった継続的な教員評価（Dejean, 2002）の導入を図った。教員組合等は、かかる評価は学問領域の相違等は無視した単なる採点・順位付（notation）であって、政令改正に反対する教員へ対抗するための「宣伝文句（formule slogan）」として政府は利用しているとして強く反発した（Beaud, 2009）。本件に関連してサルコジ大統領は、2009年1月22日のテレビ放送で、「幾つかの領域では、同等の予算で、フランスの研究者は英国の研究者と比較して3～5割出版物が少ない」などと発言し、フランスの研究水準に懸念を表し物議を醸したことが注目される²⁸。この発言に大学教員を始めとする研究者は激しく反発し、中でもフランス大学研究院（IUF）に所属する大学教員が連名で公開書簡²⁹を大統領に提出し、かかる言動は受け入れ難いと述べて当該発言を強く非難した。本件は、大統領がIUFの研究者等を昼食会に招聘するなどして融和を図ったこと³⁰などにより政令改正に決定的な影響を与えるまでには至らなかったものの、政府と大学教員間の相互不信を象徴する事件であった。最終的には、各教員は4年毎に業績評価を受けることとなり、各大学は教員の職責や昇進等の決定の際にその評価結果を参酌することとされた。

5. 結語

フランスの大学教員にかかる制度は、同国の中央集権的な高等教育制度と公務員制度を反映して、極めて硬直的で全国一律の基準の下で運用されてきた。その制度は、1968年の自律的大学創設（フォール法制定）以降、大学の自律性拡大が図られてきた中で、次第に大学の権限を拡大する方向で改革がなされてきた。しかしながら、度重なる改革にも関わらず制度の根幹は殆ど近年まで維持され、大幅な改革を見たのは2007年のサルコジ＝フィヨン政権発足以降のことである。

で取り上げられた主たる論点は、教員＝研究員にかかる政令改正以外に、初等中等教員の養成（養成課程の修士化）及び学位（免状）のバチカンとの相互認証である。

²⁸ Le Monde interactif du 12 février 2009.

²⁹ Institut Universitaire de France: « LA LETTRE DES 122 » à Monsieur N. Sarkozy, Président de la République Française, le mercredi 11 janvier 2009.

³⁰ <http://sciences.blogs.liberation.fr/home/2009/03/nicolas-sarkozy.html>

同政権下で制定された大学自由・責任法制定に伴う教員制度改革の概要は上に述べた通りであるが、教員＝研究員制度にかかる改革案は2009年4月23日付の政令第2009-460号として公布されて漸く解決を見たものの、教員組合のうち最大規模のSNESUP-FSUは国民教育省との協議を拒否して最後まで反対姿勢を崩さず³¹、今後の制度運用に不安材料を残すこととなった。E. フリートベルク（前組織社会学研究所長）は、改革の方向は概ね適切としつつも、当事者への協議不足といった点において手続に大きな問題があったと述べている（Friedberg, 2009）。

それにも関わらず、改革が進められていることは、フランス国内の社会の変化のみならず、ボローニャ・プロセス及びリスボン戦略の進展や高等教育の世界化を前にして、フランスの大学の改革が避け難いものとなっていることの現れであろう。同国の大学教員制度については、職責規定や評価制度を始めとして、その要素の多くが世界的に見れば例外的になっている（Musselin, 2009）。しかしながら、このLRUの規定は妥協の産物であり、教員制度に係る改革は、教員・学生等の強い反対を前にして徹底されなかったことも事実である。例えば、大学評議会（CNU）による教員の資格審査は維持され、一部の学問領域については上級教員資格（アグレガシオン）はほぼ必須の要件のままであり、教員採用・昇進の判断を大学に全面的に委ねることにはならなかった。また、他方において、流動性を実効的に高めるために、博士号取得直後の学内での採用禁止並びに准教授から教授への学内昇進禁止を求めるべきであったとする見解が見られる（Cahier de l'ORS n° 7, septembre 2007）。

大学教員の資格については、学問領域を基礎とする大学教授職が長期にわたって国民教育省と協働する形で大学評議会（CNU）において審査を行い付与してきた。その審査は、ほぼ排他的に研究業績に基づくものである。しかしながら、大学教授職と機関（執行部）の微妙な均衡に依存する当該制度は、近年の機関自律性の拡大の下で、次第に大学教授職から機関へと重心を移し、国が付与する資格の重要性は低下する傾向にある。しかし、こうした教員人事に関する機関の裁量拡大には情実人事や流動性低下を促すといった懸念が表され、他方において更なる裁量拡大が機関側から求められており、教授職と機関の緊張関係が今後とも続くことは確実である。

参考文献

- 石村雅雄（1991）「フランスの大学の設置形態の分析—特徴ある公施設法人（établissement public）の法制度的検討—」京都大学教育学部紀要第35号、165-176頁。
- 大場淳（2003）「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展—日本の国立大学の法人化とフランスの契約政策の比較考察—」大学論集第33集、37-56頁。
- 大場淳（2007）「フランスの大学教員と教授能力開発—教育改善のための一連の取組の中で—」有本章編『FDの制度化と質的保証〔前編〕（高等教育研究叢書91）』広島大学高等教育研究開発センター、81-105頁。
- 大場淳（2009）「フランスにおける博士教育制度改革—LMD導入と博士学院の整備をめぐって—」広島大学教育学部研究紀要第三部第58号、283-292頁。
- 大場淳（2010）「フランスの大学改革—サルコジ＝フィヨン政権下での改革を中心に—」大学論集第41集、59-76頁。

³¹ Le Monde du 23 avril 2009 « Le décret sur les enseignants chercheurs adopté ».

- 大場淳 (2010) 「フランスの大学教授職一制度の概要と最近の改革の動向一」有本章編『21世紀型アカデミック・プロフェッション構築の国際比較研究』科学研究費補助金研究成果報告書、105-121頁。
- 大場淳 (2011) 「高等教育の市場化と政府統制一近年のフランスの大学改革を巡って一」大学論集第42集、19-35頁。
- 岡山茂 (2008) 「大学改革の日仏比較と学長たちの惑星的思考」現代思想第36巻第12号 (平成20年9月)、143-153頁。
- 特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会 (1998) 『特殊法人の情報公開の制度化に関する調査研究一特殊法人情報公開制度等に係る比較研究を中心として一』総務庁行政管理局。
- 夏目達也 (2006) 「フランスにおける大学教員職への準備教育制度一高等教育教員入門教育センター(CIES)における教育と学生の反応一」名古屋高等教育研究第6号、61-76頁。
- 夏目達也 (2007) 「フランスにおける大学院教育の質的向上一「博士教育センター」をめぐる一」名古屋高等教育研究第7号、187-207頁。
- 西山雄二 (2005) 「「研究を救おう！」グループの勝利から全国三部会開催までの動き」アレゼール日本ニューズレターNo.3、5-7頁。
- フランス教育学会編 (2009) 『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版。
- Aghion P. & Cohen É. (2004) *Éducation et croissance*. Paris: La documentation française.
- Belloc B. (2003) *Propositions pour une modification du décret 84-431 portant statut des enseignants-chercheurs*. Paris: MEN.
- Bénichou L. (imprécise) Rapport Quenet (1994): La condition des personnels enseignants de l'enseignement supérieur.
- Chabbal R. et al (2007) *L'enseignement supérieur en France – État des lieux et propositions*. Rapport établi sous la direction de François Goulard, Ministre délégué à l'Enseignement Supérieur et à la Recherche. Paris: MEN.
- Chevallier T. (2001) French academics: Between the professionals and the civil service. *Higher Education*, 41, 49-75.
- CNE = Comité national d'évaluation (2005) *Nouveaux espaces pour l'université: Rapport au président de la République 2000-2004*. Paris: CNE.
- Commission des finances, de l'économie générale et du plan (2006) *Rapport d'information en conclusion des travaux de la Mission d'évaluation et de contrôle (MEC) sur la gouvernance des universités dans le contexte de la LOLF*. Paris: Assemblée nationale.
- Coulon A., Ennaffaa R. & Paivandi S. (2004) *Devenir enseignant du supérieur*. L'Harmattan, Paris.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2003) *Les personnels dans l'université du XXIème siècle*. Texte d'orientation adopté en séance plénière le 19 juin 2003. Paris: Auteur.
- De Ketele J.-M. (2010) La pédagogie universitaire: un courant en plein développement. *Revue française de pédagogie*, 172, 5-13.
- Dejean J. (2002) *L'évaluation de l'enseignement dans les universités françaises*. Paris: Haut Conseil de l'Évaluation de l'École.
- DGRH = Direction générale des ressources humaines (2011) *Étude de la promotion 2011 des qualifiés aux fonctions de maître de conférences et de professeur des universités*. Paris: MEN-MESR.

- DGESIP = Direction générale pour l'enseignement supérieur et l'insertion professionnelle (2009) *Nouveau contrat doctoral : vademecum et textes officiels*. Paris: MESR.
- Espéret E. et al (2001) *Nouvelle définition des tâches des enseignants et des enseignants-chercheurs dans l'enseignement supérieur français*. Rapport au Ministre de l'Éducation nationale, Paris: MEN.
- Friedberg E. (2009) De l'inertie institutionnelle à l'incompétence de nos gouvernants. *Le Monde*. 16 janvier.
- Godechot O. & Louvet A. (2008) Le localisme dans le monde académique : un essai d'évaluation. [laviedesidee.fr](http://www.laviedesidees.fr).
<http://www.laviedesidees.fr/Le-localisme-dans-le-monde.html> (平成 23 年 5 月 23 日)
- IGAENR = Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche (2006) *Accueil et orientation des nouveaux étudiants dans les universités*. Paris: MEN.
- IGAENR = Inspection générale de l'administration de l'éducation nationale et de la Recherche (2009) *Rapport sur les Centres d'initiation à l'enseignement supérieur*. Paris: MEN.
- IGAENR = Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche (2010) *Note relative à la mise en œuvre du plan pour la réussite en licence*. Paris: MEN.
- Lazar, J. (2001). *Les secrets de famille de l'université*. Paris: Les Empêcheurs de penser en rond.
- Musselin C. (2001) *La longue marche des universités françaises*. Paris: PUF.
- Musselin C. (2005) *Le marché des universitaires – France, Allemagne, États-Unis*. Paris: Science Po Les Presses.
- Musselin C. (2009) Les universitaires se sentent peu ancrés dans leur établissement. *Le Monde*, 20 février.
- Musselin C. & Mignot Gérard S. (2001) *Analyse comparative du gouvernement de quatre universités*. La Maison des Universités, Paris.
- Paivandi S. (2010) L'expérience pédagogique des moniteurs comme analyseur de l'université. *Revue française de pédagogie*, 172, 29-42.
- Paul, J. -J. (2006). Témoignage sur les innovations pédagogiques. In Département Services (Ed.), *Cycle d'échanges LMD – 2ème journée: innovations pédagogiques – La notion de tronc commun* (pp 9-10). Paris: AMUE.
- Renaut A. (1995) *Les révolutions de l'université – Essai sur la modernisation de la culture*. Paris: Calmann-Lévy.
- Schwartz R. et al (2008) Commission de réflexion sur l'avenir des personnels de l'enseignement supérieur: rapport à Madame la ministre de l'enseignement supérieur et de la recherche. Paris: MEN.

【別紙】教員＝研究員に関する政令第 84-431 号第 3 条（教員＝研究員の職務）新旧比較

- 新規定の項の順に記載した。項の位置に変更があるもの及び項の中で規定の位置に変更があるものについては、その旨括弧書きで記載した。
- 規定の変更部分（変更部分の全てを示すものではない） ____：追加又は削除 ____：用語の変更

政令第 2009-460 号による改正	改正前の条文
(第 2 条に規定)	Les enseignants chercheurs concourent à l'accomplissement des missions de service public de l'enseignement supérieur définies par la loi du 26 janvier 1984 susvisée.
Les enseignants-chercheurs participent à l'élaboration, <u>par leur recherche</u> , et assurent la transmission, <u>par leur enseignement</u> , des connaissances au titre de la formation initiale et continue <u>incluant, le cas échéant, l'utilisation des technologies de l'information et de la communication</u> . Ils assurent la direction, le conseil, <u>le tutorat</u> et l'orientation des étudiants et <u>contribuent à leur insertion professionnelle</u> . Ils organisent leurs enseignements au sein d'équipes pédagogiques <u>dans tous les cursus universitaires</u> et en liaison avec les milieux professionnels. Ils établissent à cet effet une coopération avec les entreprises publiques ou privées.	Ils participent à l'élaboration et assurent la transmission des connaissances au titre de la formation initiale et continue. Ils assurent la direction, le conseil et l'orientation des étudiants. Ils organisent leurs enseignements au sein d'équipes pédagogiques et en liaison avec les milieux professionnels. Ils établissent à cet effet une coopération avec les entreprises publiques ou privées. Ils concourent à la formation des maîtres et à <u>l'éducation permanente</u> . (最後の文は次項に移動)
Ils concourent à la formation des maîtres et à la <u>formation tout au long de la vie</u> .	(本条第 2 項末尾に規定)
Ils ont également pour mission le développement, <u>l'expertise et la coordination</u> de la recherche fondamentale, appliquée, pédagogique ou technologique ainsi que la valorisation de ses résultats. Ils participent au développement scientifique et technologique en liaison avec les grands organismes de recherche et avec les secteurs sociaux et économiques concernés. Ils contribuent à la coopération entre la recherche universitaire, la recherche industrielle et l'ensemble des secteurs de production.	Ils ont également pour mission le développement de la recherche fondamentale, appliquée, pédagogique ou technologique ainsi que la valorisation de ses résultats. Ils participent au développement scientifique et technologique en liaison avec les grands organismes de recherche et avec les secteurs sociaux et économiques concernés. <u>Ils concourent à la réalisation des objectifs définis par la loi no 82-610 du 15 juillet 1982 d'orientation et de programmation pour la recherche et le développement technologique de la France</u> . Ils contribuent à la coopération entre la recherche universitaire, la recherche industrielle et l'ensemble des secteurs de production.
Ils participent aux jurys d'examen et de concours.	(本条第 6 項冒頭に規定)
Ils contribuent au <u>dialogue entre sciences et sociétés, notamment</u> par la diffusion de la culture et de l'information scientifique et technique. Ils <u>peuvent concourir à</u> la conservation et l'enrichissement des collections et archives confiées aux établissements et peuvent être chargés d' <u>activités documentaires</u> .	Ils participent à la diffusion de la culture et de l'information scientifique et technique. Ils <u>assurent, le cas échéant,</u> la conservation et l'enrichissement des collections confiées aux établissements et peuvent être chargés des <u>questions documentaires dans leur unité, école ou institut</u> .
Ils contribuent au sein de la communauté scientifique et culturelle internationale à la transmission des connaissances et à la formation <u>à la recherche et par la recherche</u> . Ils contribuent également au progrès de la recherche <u>internationale</u> . Ils peuvent se voir confier des missions de coopération internationale.	Ils contribuent au sein de la communauté scientifique et culturelle internationale à la transmission des connaissances et à la formation. Ils contribuent également au progrès de la recherche. Ils peuvent se voir confier des missions de coopération internationale.
(本条第 4 項に規定) Ils <u>concourent à la vie collective des établissements</u> et participent aux <u>conseils</u> et instances prévus par <u>le code de l'éducation et le code de la recherche</u> ou par les statuts des établissements.	Ils participent aux jurys d'examen et de concours. Ils participent également aux instances prévues par la loi sur l'enseignement supérieur, par <u>la loi d'orientation et de programmation pour la recherche et le développement technologique de la France</u> ou par les statuts des établissements.
Les professeurs des universités ont vocation prioritaire à assurer leur service d'enseignement sous forme de cours ainsi que la direction des unités de recherche.	(旧規定では設けられていない)